

事 務 連 絡

平成24年9月10日

松阪記者クラブ 様

担当者 福祉子育て課 下村

連絡先 電話：0596-52-7115

FAX：0596-52-7137

発表事項 三重おもいやり駐車場利用証制度について

内 容 【申請窓口】

10月1日からスタートする県の「三重おもいやり駐車場利用証制度」の申請について、町民の利便性を考え、町においても申請を受け付けます。

町の申請窓口は、福祉子育て課です。

【町の施設における「おもいやり駐車場」】

明和町の公共施設の駐車場についても、おもいやり駐車場を設置します。

設置する町の公共施設は、次のとおりです。

- ① 明和町役場、②中央公民館、③ふるさと会館、
- ④ 総合体育館、⑤明和の里、⑥いつきのみや体験館

以上のうちで、10ヶ所程度。

Q&A

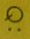

Q：利用証を持っていると必ず駐車できるの？

A：「おもいやり駐車場」が満車の場合には、利用証を持っていても駐車できません。

また、体調が良かったり、同乗者の介助を受けられるなど、歩行や乗降に支障がない場合には、車いすを使う人におゆずりください。

Q：利用証を持っている人が運転する場合にはしか使えないの？

A：利用証は、本人が運転する場合のほか、同乗する場合も使用できます。

Q：マークやマークは利用証の代わりとして使えるの？

A：この制度は、県が交付した利用証で「おもいやり駐車場」に駐車することとしているため、利用証の代わりとして使用することはできません。

使用上の注意点

○利用証は公安委員会が発行する「駐車禁止除外指定車標準」とは異なりますので、道路上では使用できません。

○利用証を譲渡、貸与することはできません。
ただし、妊産婦に交付された利用証は、有効期間中に生後6カ月未満の乳児を同乗させる場合に限り、母親以外の方も利用できます。



私は、3.5mの区画幅(ドアを全開にするための幅)は必要ありません。

この制度が成り立つためには、県民の皆さん一人ひとりの「おもいやり」「ゆずりあい」の心が必要です。ご協力をお願いします。

お問い合わせ先

三重県 健康福祉部 健康福祉総務課
ユニバーサルデザイングループ

〒514-8570

三重県津市広明町13番地(三重県庁4階)

TEL：059-224-3349

FAX：059-224-2275

電子メール：ud@pref.mie.jp

URL：http://www.pref.mie.lg.jp/UD/HP/
pref/omoiyari-p/

三重おもいやり駐車場利用証制度

本当に必要な方が利用できる
駐車場をめざして

おもいやり駐車場利用証



有効期限 平成 99年 12月

No. A9999999

三重県



三重県おもいやり駐車場利用証制度



三重県おもいやり駐車場利用証制度



三重県おもいやり駐車場利用証制度